

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設西原敬愛園（以下「当施設」という）は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供します。一方、利用者及び利用者を保証する者（以下「保証人」という）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めること又、利用者の身元の保証をすることを本約款の目的とします。

（契約期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護も含め、短期入所療養介護等という）利用契約書を当施設に提出したのち、令和6年4月1日以降から効力を有します。但し、保証人に変更があった場合には、新たに契約を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、重要事項説明書、別紙1、別紙2、の改定が行なわれない限り、初回利用時の契約書提出をもって、当施設を利用することができるものとします。

（保証人及び連帯保証人）

第3条 保証人は、次の各号の要件を満たすこと。

①行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます）であること。

②弁済をする資力を有すること

2 保証人は、利用者が本約款上、当施設に対して負担する一切の債務を極度額（下記）の範囲内で、利用者及び連帯保証人と連帯して支払う責任を負います。

- ・介護保険負担割合が1割の利用者の極度額96万円
- ・介護保険負担割合が2割の利用者の極度額123万円
- ・介護保険負担割合が3割の利用者の極度額158万円

3 保証人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①利用者が疾病等により医療機関に受診する場合の受診付添又は入院する場合の入院手続きが、円滑に進行するよに協力すること。

②入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、保証人と別に祭祀主権者がいる場合、当施設は祭祀主権者に引き取っていただくことがあります。

4 保証人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、連絡の途絶その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は利用者及び保証人に対し、相当期間内にその保証人に代わる新たな保証人を立てることを求めることができます。但し、第1項但し書きの場合はこの限りではありません。

5 保証人の請求があったときは、当施設は保証人に対し当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの契約解除）

第4条 利用者及び保証人は、当施設に対し、契約解除の申し出及び利用者の死亡により、本約款に基づく短期入所療養介護等の利用契約を解除・終了することができます。

（当施設からの契約解除）

第5条 当施設は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく短期入所療養介護等の利用契約を解除・終了することができます。

① 利用者が要介護認定において要支援及び要介護と認定されなかった場合

② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合

③ 利用者及び保証人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合

④ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

- 第6条 利用者、保証人及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として<別紙1>の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当施設は、利用者及び保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月8日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者、保証人及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は保証人に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後、2年間保管します。(診療録については5年間保管します)
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、保証人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を所定の手続きにて確認し、当施設が必要と認められる場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が保証人に対する閲覧・謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を<別紙2>のとおり定め、適切に取扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ②居宅介護支援事業所(地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕)等との連携
- ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④利用者 に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤生命・身体の保護のため、必要な場合(災害時等において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- ⑥**介護現場における生産性の向上に資する取り組みで見守り機器(カメラ設置)導入を行い業務改善取り組み行う**

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も又当施設職員が従業者でなくなった後においても同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により診察が必要と認める場合、医療機関又は歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、短期入所療養介護等の利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、医療機関、歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼することがあります。
- 3 前2項のほか当施設は利用者の家族等、利用者又は保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者及び保証人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。又、市町村や国保連合会でも苦情や相談窓口（相談員）を設けています。

(高齢者虐待等の申出)

第13条 利用者及び保証人はサービス提供時に高齢者虐待の発見及び疑いがある場合には速やかに対応を行いません。又、当施設内に設置されている「ご意見箱・相談員」をご利用いただき、当施設の所在地である西原町役場健康支援課、地域包括支援センターに申出でも可能です。(通報及び届出できることが法律で定められています)

・西原町役場健康支援課 電話098-945-4791 ・西原町地域包括センター 電話098-882-0117

(賠償責任)

第14条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事故対策会議行い事故状況（過失・不可抗力）など確認の上、当施設は利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第15条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は、保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

短期入所療養介護について (重要事項説明書)

(令和7年4月1日現在)

介護老人保健施設西原敬愛園のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人福寿会 介護老人保健施設西原敬愛園
- ・開設年月日 平成7年3月14日
- ・所在地 沖縄県中頭郡西原町字徳佐田159-1
- ・電話番号098-946-2111 ・ファックス番号098-946-1858
- ・管理者名 福田 秀基
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(4751280068号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、地域で自分らしく尊厳ある生活が実現できるよう、医療的管理の下での看護、介護、機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話を提供いたします。その中で、入所者が身体の機能を回復され、明るく生き生きと家庭生活が送れますよう支援し、真心込めてお世話させていただきます。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上で利用ください。

[介護老人保健施設西原敬愛園の運営方針]

施設は明るく家庭的な雰囲気を有し、利用者の心身の特性を把握し、医学的管理、看護、介護、日常生活動作訓練等により利用者の自立を支援し、その家庭復帰または社会復帰を目指します。

(3) 施設の職員体制

当施設の入所定員に対する人員配置は下記のとおりです。

当施設では基準以上の人員配置で利用者の皆さまのサービス提供に努めております

- ・医師(管理者兼務) 1人以上
- ・薬剤師 1人以上
- ・看護職員 10人以上
- ・介護職員 30人以上
- ・支援相談員 1人以上
- ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 5人以上
- ・栄養士又は管理栄養士 1人以上
- ・介護支援専門員 1人以上

(4) 入所定員等 ・定員100名 (療養室) 個室-1 2人室-25 3人室-3 4人室-10

(5) 通所定員 60名

2. サービス内容

① 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画の立案

② 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)

朝食 8時00分～9時00分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 18時00分～19時00分

③ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)

- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練 リハビリテーション レクレーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理、食事相談
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご不明な点がございましたら、支援相談員かその他職員へご質問ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいています。利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をいたします。また、当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

名 称 : 医療法人緑水会 宜野湾記念病院
住 所 : 宜野湾市字志真志183

名 称 : 社会医療法人かりゆし会 ハートライフ病院
住 所 : 中城村伊集208

名 称 : 医療法人球陽会 海邦病院
住 所 : 宜野湾市真志喜2-23-5

・協力歯科医療機関

名 称 : 医療法人 健優会 しらゆり歯科
住 所 : 宜野湾市志真志1-1-2-1F

◇ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため食事の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・施設での快適な共同生活ができるように、常に相互扶助の精神を心掛けるようにしましょう。
- ・面会および外出は利用者と家族とのコミュニケーションを得る機会とし、可能な限りお持ち下さい。ただし外出については事前に届出用紙の提出が必要となります。
- ・利用中の飲酒については、健康上禁止とさせていただきます。また喫煙については医師と相談の上決められた場所をお願いいたします。その際のライター等火気の使用については防火管理上、職員の許可を必ず得て下さい。
- ・施設内の居室や設備・備品等は、本来の用法に従ってご利用下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- ・所持品・備品等の持ち込みは必要最低限とさせていただきます。
- ・金銭・貴重品の持ち込みは原則的にお断りしております。盗難等のトラブルについては当施設では、責任を負いかねますのでご了承下さい。
- ・病院受診について、短期入所療養介護を利用中、具合が悪くなった方には受診してもらうことがあります。その時はご家族の付き添いをお願いいたしますので、ご協力をお願いします。
医療機関受診をした場合、短期入所療養介護の利用は終了となります。

5. 非常災害対策

- ・防災設備： スプリンクラー、消火器、散水栓、防火シャッター、非常電源設備、緊急連絡網自動転送システムなど防火・防災についての設備を施してあります。
- ・防災訓練： 夜間訓練を含め年2回以上実施します。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設に関する相談、要望や苦情など担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、施設内に備えつけられた「ご意見箱」を利用ください。

電話 098-946-2111 内線103, 104 担当 担当支援相談員まで

また、市町村や国保連合会でも苦情や相談窓口を設けています。

- ・各市町村（介護保険に関する相談窓口）
 - 西原町役場 健康支援課 098-945-4791
 - 那覇市役所 ちゃーがんじゅう課 098-867-0111
 - 宜野湾市役所 介護長寿課 098-893-4411
- ・沖縄県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口
 - 電話・FAX 098-860-9026

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

介護老人保健施設西原敬愛園 短期入所療養介護等のご案内

1. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために、立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間利用いただき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。（緊急時に関しても相談対応行います。）

また、このサービスを提供するにあつては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・保証人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

2. 事業の実施地域

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を行う実施地域・送迎地域は次のとおりとする。

- ①西原町全域 ②与那原町全域 ③中城村全域 ④北中城村全域 ⑤宜野湾市全域 ⑥浦添市全域
⑦那覇市全域 ⑧沖縄市全域

3. 利用料金

短期入所療養介護の基本料金（施設利用料 厚生労働省令で決められたとおりです。また、介護保険制度では、要介護度によって利用料が異なります。詳細は別紙1のとおりです。）

4. 介護保険証等の確認

利用説明を行うに当たり、利用希望者の介護保険証等を確認させていただきます。その際、介護保険証や介護保険負担割合証、後期高齢者医療被保険者証又は健康保険証、介護保険負担限度額認定証等の複写をさせていただいておりますのでご準備下さい。

*利用開始後、介護保険証等の内容に変更があつた場合にはお知らせ願います。

利用料金説明書

< 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の場合の利用者負担 >

(1) 短期入所療養介護の基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

【基本型 特別室・個室】	【基本型 多床室】	【在宅強化型 特別室・個室】	【在宅強化型 多床室】
・要介護1 753円	・要介護1 830円	・要介護1 819円	・要介護1 902円
・要介護2 801円	・要介護2 880円	・要介護2 893円	・要介護2 979円
・要介護3 864円	・要介護3 944円	・要介護3 958円	・要介護3 1,044円
・要介護4 918円	・要介護4 997円	・要介護4 1,017円	・要介護4 1,102円
・要介護5 971円	・要介護5 1,052円	・要介護5 1,044円	・要介護5 1,161円

* サービス提供体制がいずれかに該当する場合は下記の料金が加算されます。

(I) 介護職員の総数のうち介護福祉士80%以上 22円/日

(II) 介護職員の総数のうち介護福祉士60%以上 18円/日

(III) 介護職員の総数のうち介護福祉士50%以上か常勤職員75%以上か勤続7年以上30%以上 6円/日

* 在宅復帰・在宅療養支援加算 I/II 51円/日

* 入所時及び退所時に送迎（片道）を行った場合。 184円/回

* 夜勤配置に関して基準を上回る配置を行っている場合。 24円/日

* 食事の提供が栄養士により管理され、糖尿病食等、特別な場合の検査食が提供された場合。 8円/食

* 個別リハビリテーションを行った場合（1日/20分以上）。 240円/日

生産性向上推進体制加算（介護ロボット・IC等のテクノロジーの導入・継続的な活用・利用者の安全職員負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催など行う

* 生産性向上推進体制加算 (I) 100円/月 (II) 10円/月

* 利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合。 518円/日

* 居宅サービス計画書に予定されていない利用者を緊急に受け入れた場合。 90円/日

(7日 やむを得ない事情がある場合は14日を限度)

* 重度療養管理加算 要介護4又は5で、療養上必要な処置を行った場合 120円/日

* 認知症の行動・心理症状があり、在宅での生活が困難と判断し、緊急に利用した場合。 200円/日

介護職員の賃金改善、人材確保、安定的な介護サービス供給のための加算

* 介護職員等処遇改善加算 (I) または (II)

* 令和6年6月1日より

(I) (介護サービス費の合計額 x 7.5%) / 月

(II) (介護サービス費の合計額 x 7.1%) / 月

(2) 介護予防短期入所療養介護の基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

【基本型 特別室・個室】	【基本型 多床室】	【在宅強化型 特別室・個室】	【在宅強化型 多床室】
・要支援1 579円	・要支援1 613円	・要支援1 632円	・要支援1 672円
・要支援2 726円	・要支援2 774円	・要支援2 778円	・要支援2 834円

* サービス提供体制がいずれかに該当する場合は下記の料金が加算されます。

(I) 介護職員の総数のうち介護福祉士80%以上 22円/日

(II) 介護職員の総数のうち介護福祉士60%以上 18円/日

(III) 介護職員の総数のうち介護福祉士50%以上か常勤職員75%以上か勤続7年以上30%以上 6円/日

* 在宅復帰・在宅療養支援加算 I/II 51円/日

* 入所時及び退所時に送迎（片道）を行った場合。 184円/回

* 夜勤配置に関して基準を上回る配置を行っている場合。 24円/日

* 食事の提供が栄養士により管理され、糖尿病食等、特別な場合の検査食が提供された場合。 8円/食

* 個別リハビリテーションを行った場合（1日/20分以上）。 240円/日

生産性向上推進体制加算（介護ロボット・IC等のテクノロジーの導入・継続的な活用・利用者の安全職員負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催など行う

* 予防生産性向上推進体制加算 (I) 100円/月 (II) 10円/月

* 利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合。 518円/日

* 介護職員等処遇改善加算 (I) または (II)

* 令和6年6月1日より

(I) (介護サービス費の合計額 x 7.5%) / 月

(II) (介護サービス費の合計額 x 7.1%) / 月

(3) その他の料金

①食費（1日あたり） ・朝食 450円 ・昼食 700円 ・夕食 700円

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

②経管食 1個（200ml～300ml） 実費
利用者の状態によって経管食が異なる為。

③利用者が選定する特別な食事（希望食の材料費及び調理コスト） 実費

④滞在費（療養室の利用費：1日あたり）・従来型個室1,640円 ・多床室470円（非課税430円）
（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。）

* 上記①「食費」及び④「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、<別添資料1>をご覧ください。

⑤利用者が選定する特別な室料/1日 特別室料 2,200円
特別室の利用を希望される場合にお支払いいただきます。

⑥日常生活品費（1日あたり）（施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます） 400円
（日用品費）

石鹸、シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、タオルペーパー入浴剤、湯上りローション、ヘアクリーム、おしぼり、バスタオル、歯磨き、歯ブラシ、ボディソープ等の費用
（教養娯楽費）

セロテープ、ハサミ、マジック、クレヨン、フェキのり、色紙、色画用紙、半紙、墨汁、料理、サークル材料費、カセットテープ、ビデオテープなどレク材料費等の費用で施設用意するもの

- ⑦ 理美容代 実費
- ⑧ 行事費（観劇等の費用、料理教室等の費用など、参加された場合にお支払いいただきます。） 実費
- ⑨ 私物の洗濯代（洗濯を依頼される場合にお支払いいただきます） 自費 利用日数（終了日除く）× 200円（上限額）
- ⑩ その他の費用（下記の費用や手数料などに係るものとして） 実費
個人的に使用する機器等にかかる電気代
診断書等の文書の発行に係る費用
残高不足等での引き落としができない場合の手数料等

(4) 支払い方法

- ・ 毎月8日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の25日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、**金融機関口座自動引き落とし・振込の2方法があります。**
(残高不足等での引き落としができない場合の手数料は、次月利用料と一緒に請求となります。)

- ・ 口座用紙提出後に金融機関との調整で間に合わない場合は現金支払いとなる場合もあります。

個人情報利用目的

(令和7年4月1日現在)

介護老人保健施設西原敬愛園では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、個人情報については、下記の目的で利用します。

【 施設内での利用 】

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 入退所等の管理
- 会計・経理
- 当該利用者の介護・医療サービスの向上
- 事故等の報告
- 当施設にて行われる学生の実習・ボランティア等への協力
- 医療・介護の質の向上を目的とした施設内事例研究
- その他、利用者に係る管理運営業務
- **介護現場における生産性の向上に資する取り組みで見守り機器（カメラ設置）導入を行い業務改善取り組み行う**

【 他の事業所及び関係機関等への情報提供としての利用 】

- 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス当施設や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 業務委託先等への心身の状況説明
- ご家族等への心身の状況説明
- 審査支払機関へのレセプトの提出
- 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- その他、利用者への介護保険事務に関する利用
- 高齢者虐待等に関する届出

【 その他の利用 】

- 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 外部監査機関への情報提供
 - 行政機関への情報提供
1. 上記の内容に関して、特にお申し出がない場合は、情報の取得及び利用に同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。
 2. 同意しがたい事項がある場合には、その旨を窓口までお申し出下さい。これらの申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。
 3. また、上記以外の目的で個人情報を利用する場合は、個別に利用者からの同意を得た上で利用いたします。

介護老人保健施設 西原敬愛園 委員会活動

1. 目的

介護老人保健施設西原敬愛園では、勤務する職員が、情報交換や学習を通して、スタッフのスキルアップ・専門性を高め、利用者及びその家族に良質なサービスを提供する事を目的として以下の委員会を設置しております。

2. 委員会の種類

1) 事故対策委員会

施設内で発生した事故、ヒヤリ・ハットの状況の調査、原因分析を行い、事故対応を行います。

2) 身体拘束・虐待予防対策委員会

利用者が尊厳を持って生活できるよう、身体拘束のないケアを行なう為の取り組みを行ないます。また、虐待が発生しないように、虐待や認知症ケアなどの勉強会などの取り組みも行います。

3) 感染症・褥瘡予防対策委員会

感染症についての正しい知識の啓発を図り、発生防止と発生後の基本的対応を適切に行なえるよう勉強会を行ないます。また、褥瘡予防にも努めるように勉強会などを行います。

4) 給食委員会

利用者が食事をおいしく食べていただけるよう、食事の質の向上を目指し活動を行います。

5) 看取り委員会

利用者本人の意思を最大限に尊重しながら、看取りに関する総合的な援助を行ないます。

6) 排泄ケア委員会

利用者の排泄ケアについて、施設では大きな課題を抱えており、利用者も尊厳の保持や睡眠などに関わります。この排泄ケアについて、様々な情報を収集し、利用者が快適な施設生活が送れるように、勉強会などを行います。

7) DC サポート委員会

認知症の原因疾患を把握し、対象者にあったケアを実践できる能力を養うため、パーソン・センタード・ケアの理念に基づく対応ができるように、研修と認知症ケアの技術の質を高めていく活動を行います。

8) 生産性向上推進体制委員会

委員会にて職員の業務分担の明確化等による業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の確認報告

【短期入所時リスク説明書】

入所者： _____ 様 生年月日 _____ 性別 _____

説明担当者 _____

当施設では利用者が快適な短期入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

《高齢者の特徴に関して》（ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。）

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- 老人保健施設は、リハビリ施設であること、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性が
あります。
- 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。
- 健常者では通常感染しない状態であっても、高齢者は免疫力の低下により疥癬等の感染性皮膚疾患にかかりやすく、
悪化しやすい可能性があります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲や少しの圧迫であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあり
ます。
- 高齢者は、加齢に伴い肺や気管支等の呼吸器官の機能が低下するため、風邪症状から肺炎等に状態が重症化する危
険性があります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

- 認知症は記憶障害や知的機能の低下といった基本症状の他に、心理・行動障害（周辺症状）が出現する場合があ
り、徘徊や昼夜逆転、攻撃的行動、せん妄等の行動障害を起こす可能性があります。

- 新型コロナウイルス及び他の感染症リスクがあることを承諾した上で当施設を利用する事に同意します。

《医学的管理・服薬管理に関して》

- 当施設ご利用（入所）中は、必要に応じて当施設の医師が検査・投薬・処置等を行います。
入所時に薬をご持参された場合、本人の状態に応じて処方内容を調整することがありますのでご了承下さい。
- 健康補助食品や市販薬を併用している方の場合、薬の効果が変化したり副作用の恐れがあるため、用法・用量の
調整や服用の制限をさせて頂くことがありますのでご了承下さい。

短期入所者の貴施設利用時の事故が発生し事故状況（過失・不可抗力等）によって、当施設は利用者に対して、
損害賠償を負わない事故ケースもあります。

私は、上記項目について、リスクについて説明を受け、十分に理解しました。

令和 年 月 日

保証人 _____ 印（続柄 _____）

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）契約書

介護老人保健施設西原敬愛園を短期入所利用するに当たり、介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款書及び重要事項説明書、別紙1、別紙2を受領しこれらの内容に関して、担当者による説明をうけ、これらを十分に理解した上で契約します。

令和 年 月 日

< 利用者 >

ふりがな

氏名 _____ 印

〒 _____

住所 _____

< 保証人 ・ 家族代表 >

ふりがな

氏名 _____ 続柄 () 印

〒 _____

住所 _____

< 事業者 >

電話番号 _____

施設名 介護老人保健施設 西原敬愛園

〒903-0127

住所 沖縄県中頭郡西原町字徳佐田159-1

施設長名 福田秀基 印

< 連帯保証人 >

ふりがな

氏名 _____ 続柄 () 印

〒 _____

住所 _____

電話番号 _____

【本約款第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

ふりがな

・氏名 _____

〒 _____

・住所 _____ 続柄 ()

・電話番号 (自宅) _____ (職場/携帯) _____

【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先1】 家族代表(緊急時・カンファレンス・面談)

ふりがな

・氏名 _____

〒 _____

・住所 _____ 続柄 ()

・電話番号 (自宅) _____ (職場/携帯) _____

【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先2】

ふりがな

・氏名 _____

〒 _____

・住所 _____ 続柄 ()

・電話番号 (自宅) _____ (職場/携帯) _____

【個人情報の取り扱いについて】

サービス担当者会議等、個人情報の提供に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で契約します。

< 利用者 >

氏名 _____ 印

< 保証人 >

氏名 _____ 印

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）契約書

介護老人保健施設西原敬愛園を短期入所利用するに当たり、介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款書及び重要事項説明書、別紙1、別紙2を受領しこれらの内容に関して、担当者による説明をうけ、これらを十分に理解した上で契約します。

令和 年 月 日

< 利用者 >

ふりがな

氏 名 _____ 印

〒 _____

住 所 _____

< 保証人 ・ 家族代表 >

ふりがな

氏 名 _____ 続柄 () 印

〒 _____

住 所 _____

< 事業者 >

電話番号 _____

施 設 名 介護老人保健施設 西原敬愛園

〒903-0127

住 所 沖縄県中頭郡西原町字徳佐田159-1

施 設 長 名 福田秀基 印

< 連帯保証人 >

ふりがな

氏 名 _____ 続柄 () 印

〒 _____

住 所 _____

電話番号 _____

【本約款第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

ふりがな

・氏 名 _____

〒 _____

・住 所 _____ 続柄 ()

・電話番号 (自宅) _____ (職場/携帯) _____

【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先1】 家族代表(緊急時・カンファレンス・面談)

ふりがな

・氏 名 _____

〒 _____

・住 所 _____ 続柄 ()

・電話番号 (自宅) _____ (職場/携帯) _____

【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先2】

ふりがな

・氏 名 _____

〒 _____

・住 所 _____ 続柄 ()

・電話番号 (自宅) _____ (職場/携帯) _____

【個人情報の取り扱いについて】

サービス担当者会議等、個人情報の提供に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で契約します。

< 利用者 >

氏 名 _____ 印

< 保証人 >

氏 名 _____ 印